

副本

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原 告 [REDACTED] 外123名

被 告 仙台パワーステーション株式会社

### 準備書面(1)

平成30年2月16日

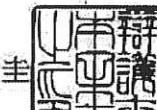
仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

#### 被告訴訟代理人

弁護士 荒井紀充



同 本田圭



同 須藤希祥



同 小林菜摘



本準備書面において、被告は、平成29年12月13日に行われた第1回口頭弁論期日の結果を踏まえ、訴状における「請求の原因」に対し、必要な範囲で認否を述べる。略語の使用は、特に断らない限り、従前の書面の例による。また、本準備書面において頁番号のみを引用する場合には、訴状のそれを指すものとする。

## 第1 「第1 はじめに」（3～4頁）について

争う。

原告らの主張はいずれも、原告らの差止請求権を基礎付けるに足る法的根拠を構成するものではない。答弁書の第2・2（3～10頁）においても述べたとおり、仙台PSの排出物質による健康被害に関しては、個々の原告の人格権が侵害される態様についても、大気中の浮遊物質の発生源が仙台PSであるとする点についても、何ら具体的な主張・立証がなされていないし、気候変動及び蒲生干潟の生態系への影響に関しては、原告らの主張は法的主張の体を成していないものといわざるを得ず、それ自体が失当である。

被告は、仙台PSについて、各種の環境への取り組みを行うことにより、法令による規制を実体面においても手続面においてもすべて遵守しているのであり、その中で、原告らが被告に対して仙台PSの運転の差止を求めることができる理由は何ら存在しない。

## 第2 「第2 当事者及び訴訟提起に至る経緯」（4～7頁）について

### 1 「1 当事者」（4頁）について

「（1）原告」は、不知。

「（2）被告」は、被告が関西電力株式会社及び伊藤忠商事株式会社の子会社

であるという点は否認し、その余は認める。被告は、株式会社関電エネルギー・リューション及びエネクス電力株式会社のいずれの子会社にも当たらず（両社の出資比率、所有している議決権数、その他の条件に照らし、被告が子会社となるための要件（会社法施行規則3条3項）のいずれにも該当しない。）、両社の親会社である関西電力株式会社及び伊藤忠商事株式会社の子会社にも当たらない。

## 2 「2 仙台P Sの構造と仕組み」（4～5頁）について

### （1）「（1）概要」について

訴状の別紙1「仙台パワーステーション発電所の概要」は、認める。

### （2）「（2）仙台P Sの主な設備」について

「ア 石炭火力発電所の発電能力」の第1段落（「石炭火力発電所は、石炭燃焼式…」）から第3段落（「昭和40年代までは…」）までは、認める。第4段落（「後述するとおり、…」）のうち、仙台P Sにおいて亜臨界圧発電技術が用いられていることは認めるが、その余は否認する。そもそも、仙台P Sが採用する亜臨界圧発電技術は、経済産業省及び環境省が公表している「最新鋭の発電技術の商用化及び開発状況（B A Tの参考表）」<sup>1</sup>において、20万kW級の微粉炭火力発電に係る発電技術として「経済性・信頼性において問題

<sup>1</sup> 経済産業省及び環境省が、環境影響評価法が施行された1999年以降、商用運転している発電設備について、発電規模や燃料種に応じ、事業者が利用可能な最良の発電方式（B A T：Best Available Technology）を整理して公表しているもの。B A Tの参考表及び特定の発電所においてB A Tが採用されているか否かは、当該発電設備の設置に係る環境アセスメントにおいて、事業者が可能な限り環境負荷低減に努めているかどうか、また、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を有するものであるかどうかについて審査を行うにあたっての一つの指標としても用いられている。

なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」に該当するものとして示されており、仙台P Sにおいて、低効率の発電技術が採用されているなどということはない。

「イ 燃料の使用量及び燃料の質による排出物質について」は、仙台P Sにおいて想定される石炭消費量が1日当たり約900トン（年間約32万トン）であることは認め、その余は否認する。仙台P Sでは、国内の石炭火力発電所において一般的に用いられている瀝青炭を中心に使用しており、原告らの主張するような「褐炭のような、より低品位かつ低価格な石炭」など使用していない。

### 3 「3 仙台P S設置の経緯等」（5～6頁）について

#### (1) 「(1) 主な経緯」について

訴状の別紙2「設立経緯年表」は、以下の三点が不正確であるが、その余は認める。

まず、平成27年10月20日は、都市計画法に基づく開発行為許可が出された日であり、その申請を行ったのは同年9月7日である。

次に、平成27年10月23日は、景観計画に適合している旨の通知がなされた日であり、その届出を行ったのは同年10月7日である。

最後に、平成29年5月27日から6月9日までに実施した移動測定車による大気測定の対象に七ヶ浜町役場は含まれていない。

#### (2) 「(2) 被告の環境アセスメントに関する認識」及び「(3)」について

否認する。

まず、そもそも、平成24年4月頃には被告は未だ設立されていなかった。

また、原告らは、本項を含め、訴状において、被告は出力11万2500kW以上の火力発電所であれば法令に基づく環境アセスメントが必要となることを認識していたが、仙台PSは出力11万2000kWで設置許可を受けたために環境アセスメントが実施されず、これにより被告が責任の所在を曖昧にしたと主張し、これを「環境アセスメント逃れ」と論難し、また、周辺住民や団体による説明会の開催や自主的な環境アセスメント実施要求に真摯に対応しなかったなどと主張する（5～6頁、6～7頁、28頁、62～63頁）。

しかしながら、被告は、資金を拠出する会社及び電力の売却先の事業規模や営業計画、発電所用地の状況、送電線の容量等を総合的に考慮に入れたうえで、仙台PSにおいて必要となる出力及び設備の規模を検討した結果、仙台PSの出力を、当該設備規模に応じた発電出力としてプラントメーカーが用意している標準的なラインナップである11万2000kWにしたにすぎない。すなわち、本来であれば出力11万2500kW以上のプラントが必要であるにもかかわらず、環境アセスメントの実施を回避するために敢えて出力11万2000kWのプラントを設置したというわけではない。そして、その結果、選択したプラントが、法令上の環境アセスメントを要求されない出力規模のものであったためにこれを実施していないにすぎず、被告が本来であれば法令上要求される環境アセスメントを実施しなかったというわけではない。したがって、これを「環境アセスメント逃れ」と評するのは不適切である。なお、被告は、環境アセスメントの手続きは経ていないが、仙台PSの周辺の地方公共団体との間で公害防止協定を締結するにあたり、大気環境について、環境影響評価法上の環境アセスメントの実施に当たって参考される「発電所に係る環境影響評価の手引」に記載されたものと同様の手法を用いた定量的な環境予測評価を実施しており、仙台PSの稼働前後において、周辺の大気環境に有意な差がみられるような変化は生じないことを確認するなど、自主環境影響評価を行っている。

また、被告は、原告ら自らが訴状別紙2において記載するとおり、周辺住民に対する説明会を複数回にわたって開催しており、周辺住民や団体による説明会の開催要求に対しても真摯に対応してきた。

#### 4 「4 仙台P Sの問題点」（6～7頁）について

##### （1）「（1）健康被害」について

仙台P Sの運転により、原告らの主張する物質が排出されることは認め、その余は知らないし否認する。

本件において、仙台P Sから排出された物質が、個々の原告のそれぞれの「健康に重大な影響・被害をもたらす」ことについて、何ら具体的な主張・立証はなされていない。すなわち、答弁書においても述べたとおり、原告らは、多賀城市における被告の測定値に言及するのみで、人格権の侵害を基礎づける原告ら各人の具体的な健康被害の内容や人格権侵害の態様について主張立証しておらず、各種有害物質の発生源が仙台P Sにあるとする点についても、何ら具体的な主張立証を行っていない。また、「一般的な方法に基づいて定量的に推算されれば、健康被害の発生は事実上立証されたものと評価すべき」という原告らの主張は独自の見解を述べるものにすぎず、法律論として失当である（答弁書5～8頁）。

##### （2）「（2）気候変動による被害」について

仙台P Sの運転により排出される二酸化炭素の量の推計値が年間約67万トン程度であることは認め、その余は知らないし否認する。

本件において、気候変動の原因が仙台P Sの運転であること、及び、それが

個々の原告のそれぞれの「生命・身体を脅かす」ことについて、具体的な主張・立証は一切なされていない。また、仙台P Sの設置・運転が、「国際社会・國の方針」に逆行するという主張について、被告はその事実を認めるものではないが、仮にその点を措くとしても、「国際社会・國の方針」に沿っているか否かによって、個々の原告の人格権侵害が認められるか否かが左右されるものでないことはいうまでもなく、本件の審理対象である差止請求権の存否とは何ら関係のない事情であることは明らかである。

(3) 「(3) 蒲生干潟等周辺環境への悪影響」について

知らないし否認する。

また、本項記載の事情が、如何なる法的根拠をもって、個々の原告の差止請求権を基礎付けることになるのかについても、何ら具体的に明らかにされていない。

(4) 「(4) 環境アセスメント逃れ」について

仙台P Sが出力11万2000kWで設置許可を受けたこと、この出力が環境影響評価法の定める第二種事業に該当する基準を下回っていることは認め、その余は否認する。

「環境アセスメント逃れ」という主張が不適切なものであることは既述のとおりである。

**第3 「第3 仙台P Sの稼働により排出される有害物質により、原告らの健康が侵害されること」(7~28頁)について**

1 「1 はじめに」（7頁）について

主張の構成の説明にすぎず、具体的な事実に係る主張ではないため、認否の限りでない。

2 「2 人格権に基づく差止請求について」（7～8頁）について

(1) 「(1) 人格権とは何か（定義）」及び「(2) 人格権の根拠」について

人格権について、原告らが自らの見解を述べるものにすぎず、認否の限りでない。

(2) 「(3) 仙台P Sによる人格権侵害」について

全体として否認ないし争う。

本件において、仙台P Sから排出された物質によって、個々の原告に、それぞれ差止請求権を根拠付けるような人格権侵害が生じるということについて、何ら具体的な主張・立証はなされていない。

(3) 「(4) 差止めの要件」について

差止めの要件について、原告らが独自の見解を述べるものにすぎず、認否の限りでない。

3 「3 原告らが証明すべき因果関係の程度について」（8～10頁）について

「(1)」は、本件において原告らが果たすべき立証責任について、原告らが都合の良い独自の見解を述べているものにすぎず、認否の限りでない。原告らの主張は、立証責任の所在について不当な前提に基づくものであって法的議論として誤っており、まずは原告らによる具体的な主張立証が求められるはずである。したがって、原告らが具体的な主張立証について補充を行わないのであれば、被告として何らの反論反証を行う必要性も見出すことができず、なお継続して応訴の負担を強いられる理由はない。これらの点については、答弁書においても述べたとおりである（答弁書5～8頁）。

「(2)」は、争う。

#### 4 「4 仙台P Sの稼働により排出される有害物質の種類、量」（10～15頁）について

##### (1) 「(1)」について

石炭火力発電所の運転により、原告らの主張する物質が大気中に排出されることを認めるとするが、その余は具体的な事実に係る主張ではないため、認否の限りでない。

##### (2) 「(2) 浮遊粒子物質（S P M）」について

「ア」は、浮遊粒子状物質（以下「S P M」という。）の定義について、「石炭火力発電所から排出される」とされている点が不正確である。S P Mは、工場やディーゼル自動車等からも排出され、さらには自然由来のものも存在しており、石炭火力発電所からのみ排出されるものではない。

「イ」は、体内への吸収量等の具体的な事情を離れた抽象的な一般論であるた

め、認否の限りでない。

「ウ」から「カ」までは、認める。

### (3) 「(3) 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)」について

「ア」は、認める。ただし、環境基準における「微小粒子状物質」の定義は、「大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50 % の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう」というものである。

「イ」は、体内への吸収量等の具体的な事情を離れた抽象的な一般論であるため、認否の限りでない。

「ウ」及び「エ」は、被告が微小粒子状物質（以下「PM 2.5」という。）の排出見込みを明らかにしていないこと、及び、公害防止協定において PM 2.5 が規制対象物質となっていないことは認め、その余は不知。現時点では、PM 2.5 の排出濃度の予測手法は未だ確立しておらず、国においてその検討が行われている段階であるため、被告においても、PM 2.5 にかかる仙台 PS の直接寄与濃度の見込みを明らかにすることができないというのが実情である。なお、公害防止協定においては、PM 2.5 の原因物質とされる煤塵等の物質の排出濃度について定め、これを遵守することとしている。

「オ」及び「カ」は、認める。訴状記載のとおり、被告の測定結果は環境基準値を下回っている。

### (4) 「(4) 煤塵 (ばいじん)」について

「ア」は、認める。

「イ」は、体内への吸収量等の具体的な事情を離れた抽象的な一般論であるた

め、認否の限りでない。

「ウ」は、認める。ただし、原告らの主張する排出量及び排出濃度はあくまでも最大値であり、常時その量及び濃度で煤塵が排出されるというわけではない。

「エ」及び「オ」は、認める。

「カ」は、公害防止協定に煤塵に係る定めがあること、稼働前環境モニタリングの結果に煤塵の測定結果が含まれていないこと、及び、粒子径の分布について明らかにしていないことは認める。被告は、稼働前環境モニタリングにおいては、煤塵と重複の見られるSPMやPM2.5について測定していた。また、稼働後に公害防止協定に基づいて毎月実施している環境負荷測定においては、煤塵の排出濃度を測定し、協定値の範囲内におさまっていることを確認している。

#### (5) 「(5) 硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>)」について

「イ」は、体内への吸収量等の具体的な事情を離れた抽象的な一般論であるため、認否の限りでない。

その余は認める。

#### (6) 「(6) 鎆素酸化物 (NO<sub>x</sub>)」について

「イ」は、体内への吸収量等の具体的な事情を離れた抽象的な一般論であるため、認否の限りでない。

その余は認める。

(7) 「(7) オゾン ( $O_3$ ) 及びオキシダント ( $O_x$ )」について

「ア」は、一般論として、 $SO_2$ 、 $NO_2$ 、炭化水素が、オゾン及びオキシダント（以下「オゾン等」という）の生成原因物質となることは認めるが、仙台PSから「排出された煤煙」に含まれる上記各物質によりオゾン等が生成されていることは、知らないし否認する。

「イ」は、体内への吸収量等の具体的な事情を離れた抽象的な一般論であるため、認否の限りでない。

「ウ」は、排出量を明らかにしていないことは認める。もっとも、原告も述べるとおり、そもそもオゾン等は、大気中での光化学反応により生成されるものである以上、「仙台PSからの排出量」なるものは観念できず、また、オゾン等の生成量は、気温や日射量等の気象条件や大気中の揮発性有機化合物の濃度等により変動するため、これを「明らか」にできるような性質のものではない。

「エ」から「カ」までは、認める。なお、環境基準において定められているのは、オゾンを含む「光化学オキシダント」に係る基準である。

## (8) 「(8) 水銀」について

「ア」は、認める。

「イ」は、体内への吸収量等の具体的な事情を離れた抽象的な一般論であるため、認否の限りでない。

「ウ」から「カ」までは、認める。ただし、「オ」について「水銀に関する水俣条約」に基づき改正された大気汚染防止法の施行日は、平成30年4月1日である。また、「カ」において「基準値」とされているのは、正確には「指針値」（環境省中央環境審議会において設定される、環境中の有害大気汚染物

質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値)である。

5 「5 上記有害物質が人体に影響を及ぼす際の作用機序」から「7 仙台PS稼働による健康被害の具体的な推算について」まで(15~27頁)について

全体として、不知。

6 「8 小括」(28頁)について

原告らによる推算は、不知。

その余は、事実の主張は否認し、法的主張は争う。

本件において、原告らが主張する差止請求権の根拠は、個々の原告の人格権の侵害に求めるほかない。そうである以上、これが認められるためには、個々の原告それぞれについて、具体的な人格権の侵害、及び、それと仙台PSの運転との間の相当因果関係の存在が、証拠を伴って明らかにされない限り、原告らの請求が認められる余地は皆無である。しかしながら、本件では、立証の段階に至るまでもなく、そのような主張すらなされていないのであり、もとより原告らの請求に理由がないことは明らかである。

**第4 「第4 仙台PSの稼働により排出される温室効果ガスがもたらす気候変動により、原告らの生命、健康及び身体が侵害されること」(28~49頁)について**

1 「1 はじめに」(28~29頁)について

主張の構成の説明にすぎず、具体的な事実に係る主張ではないため、認否の限

りでない。

## 2 「2 気候変動の現状」（29～35頁）について

日本を含め世界規模での気候変動に関する諸事情が繰々述べられているが、これは仙台P.Sの運転や個々の原告の具体的な人格権侵害とは何ら関係のない事情であり、本件の審理の対象である差止請求権の有無との関連性が不明であるため、認否の限りでない。

## 3 「3 気候変動を理由とする差止請求権の法的根拠」（35～40頁）について

気候変動を理由とする差止請求が可能であるという原告らの独自の見解が述べられているにすぎず、認否の限りでない。

## 4 「4 気候変動対策に関する現在の国際的枠組み及び国内枠組み」及び「5 石炭火力新設と政府政策との不整合」（40～48頁）について

日本を含め世界における温室効果ガスの排出に係る動向についての原告らの認識、及び、日本政府のエネルギー政策や温暖化対策に係る原告らの政策的意見等が繰々述べられているが、これらは、もはや法的主張から乖離したものといわざるを得ず、認否の限りでない。

## 5 「6 小括」（48～49頁）について

争う。

気候変動との関係では、原告らの具体的な人格権侵害についても、それと仙台P Sの運転との相当因果関係についても、具体的な主張は一切なされていない。原告らの主張はいずれも、単に温室効果ガスの削減に係る政治的信条を発露するものに他ならず、もとより法的主張の体を成すものではない。また、原告らの主張を敷衍すれば、原告らだけでなく日本国民全員が、仙台P Sに限らず、ひいては石炭火力発電所に限らず、日本全国の温室効果ガスを排出する全ての既設・新設の営利目的施設の運転の差止めを求めることができるという極めて非現実的な結論にもなりかねない。このことからも、原告らの主張が荒唐無稽なものであることは明らかというべきである。

## 第5 「第5 仙台P Sの稼働により排出される有害物質により、蒲生干潟の生物多様性が損なわれること」（49～62頁）について

### 1 「1 はじめに」（49～50頁）について

主張の構成の説明にすぎず、具体的な事実に係る主張ではないため、認否の限りでない。

### 2 「2 憲法上の権利としての環境権」（50～51頁）について

環境権についての原告らの独自の見解が述べられているにすぎず、認否の限りでない。

なお、原告らは、環境権に基づいて被告に対して一定の調査の実施とその結果の公表を求める権利を有していると主張しているが、被告が原告らに対してそのような義務を負う根拠は全く不明であるといわざるを得ない。

3 「3 原告らが蒲生干潟により享受している環境利益」（51～59頁）について

蒲生干潟の特徴やそこに生息する生物の紹介、及び、その価値についての原告の認識、蒲生干潟の保全に関する行政や民間の取組み等が繰々述べられているが、これらは、本件の審理の対象である差止請求権の有無との関連性が不明であるため、認否の限りでない。

4 「4 仙台P Sによる蒲生干潟への環境汚染のおそれ」（59～61頁）について

仙台P Sの運転によって蒲生干潟の生態系に与える影響に係る原告の想像が繰々述べられているが、本件の審理の対象である差止請求権の有無との関連性が不明であるため、認否の限りでない。

5 「5 小括」（61～62頁）について

争う。

蒲生干潟の生態系との関係では、原告らは、被告に対して、一定の調査及びその結果の公表を求める権利を有すると主張し、これを保全するために被告に対して仙台P Sの差止めを請求しているようである。しかしながら、そもそも、原告らの具体的な権利に対する侵害もない中で、環境権という極めて抽象的な根拠に基づいて、被告が原告らに対して一定の作為義務を負わなければならない法的根拠は一切存在せず、原告らの主張は、もとより法的主張の体を成していないものといわざるを得ない。また、実体の議論に入るまでもなく、本件は保全命令申立事件ではなく本案訴訟であり、一定の権利の保全のための差止請求が認められる

余地がないことは明らかであり、その一事のみをもってしても、原告らの請求が即座に棄却されるべきであるものであることは論を俟たない。

#### 第6 「第6 被告の対応の問題点」（62～63頁）について

原告らの主張のうち、これまでの内容と重複する主張については、既に該当する箇所において認否を加えたとおりである。

その他、被告の対応についての原告らの一方的な不満が繰々述べられているが、これらは、原告らが徒に被告を貶めようとするものにすぎず、差止請求権の存否との間には何の関連性もないため、認否の限りでない。

#### 第7 「第7 結語」（63頁）について

争う。

以上